

平成30年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業における
道徳教育公開授業研究会

時：2018年11月6日（火） 所：広島県立沼南高等学校

高等学校における道徳教育の基本

くらしき作陽大学 秋山博正



1. 教育課程編成の原則(第1章第1款の1)

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない(解説13)。

2. 高等学校における道德教育の在り方

学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し **2)人間としての在り方生き方に関する教育を3)学校の教育活動全体を通じて行うこと**により、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動の**4)それぞれの特質に応じて、適切な指導**を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての**1)道德性を養うことを目標とする**。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない(現要領15、現解説18)。

2. 高等学校における道德教育の在り方

1) 道德教育は道德性を養うことを目標とする

- ① 道德性：**・道德的行為を可能にする人格的特性(内面)**
・道德的判断力・心情・実践意欲と態度

道德的判断力：それぞれの場面において善悪を判断する能力

道德的心情：道德的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情

道德の実践意欲と態度：道德的判断力や道德的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性。道德の実践意欲は、道德的判断力・心情を基盤とし価値を実現しようとする意志の働き。道德的態度は、それらに裏付けられた具体的な道德的行為への身構え（解説25）

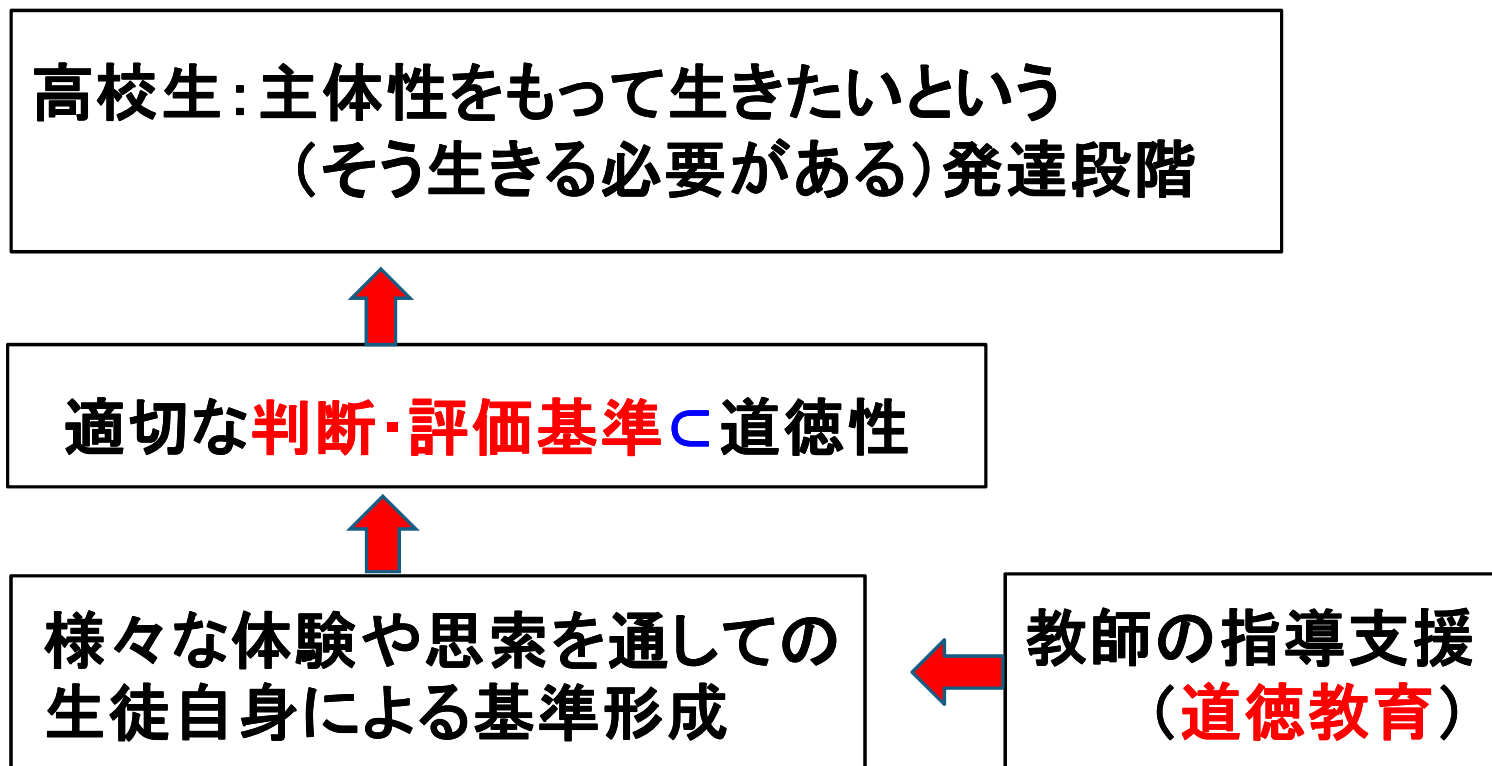
2. 高等学校における道德教育の在り方

2) 高等学校の道德教育の充実は人間としての在り方生き方に関する教育により図る

① 人間としての在り方生き方に関する教育

＝適切な**判断・評価基準の形成・向上**への支援

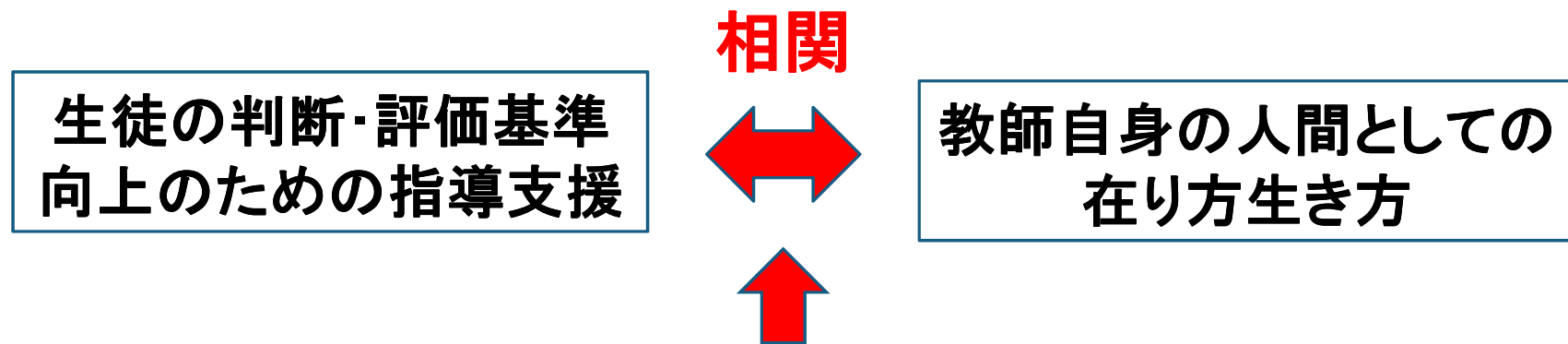
(解説19)



2. 高等学校における道德教育の在り方

2) 高等学校の道德教育の充実は、人間としての在り方生き方に関する教育により図る

② 生徒の在り方生き方のサンプルとしての教師の在り方生き方の重要性



a. 「・・・コミュニケーションで伝わる内容は、言語的内容は30%で、非言語的内容が70%・・・。つまり、教員は言葉だけでなく、言葉と同じメッセージを**態度でも伝える必要があります**」(提要20)

b. 「「第3章 特別の教科 道德」の「第2 内容」は、**教師と生徒**が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための**共通の課題**である」(中学解説道德編19)

2. 高等学校における道德教育の在り方

3) 道德教育(人間としての在り方生き方教育)は 学校の教育活動全体を通じて行う

①全教師が同じ指導支援をする必要はない

⇒ それぞれの場面の特質に応じて多様

②到る所に判断・評価基準向上の機会

③様々な場面で様々な教師から指導支援される効用

≡ 栄養摂取

④限られた場面だけでの指導支援ならば、判断・評価
基準が向上してもそれ以外の場面で浸蝕される



全教師の指導支援

2. 高等学校における道德教育の在り方

4) 道德教育は教科等それぞれの特質に応じて、
適切な指導を行わなければならない

① それぞれの特質に応じた適切な指導

i) 道德教育の目標＝道德性の育成

※道德性: 道德的判断力・心情・実践意欲と態度

ii) 道德教育＝道德的判断力・心情・実践意欲と態度の育成

iii) 道德教育の形態:

- ・ 道德的価値の例示
- ・ 言動の評価
- ・ 道德的言動の促進 / 不道德な言動の抑制
- ・ 道德性が育成される環境や条件の整備
- ・ 既存の価値観の吟味・向上のための指導支援
- ・ 直接 / 間接 / 影響

多様

2. 高等学校における道德教育の在り方

4) 道德教育は教科等それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない

① それぞれの特質に応じた適切な指導

A. 中核的な指導場面での道德教育

「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」

（「特別活動」の目標、要領353）。

※道德性：道德的判断力、心情、実践意欲と態度

◇各活動等における道德教育 = **各活動の充実・徹底**

図1 中核的指導場面での道德教育の形態

計画的活動	a)教科等の教育 (間接の道德教育)	b)在り方生き方教育 (直接の道德教育)
	c)教室の雰囲気 (道德教育的影響)	
非計画的活動	d)臨機応変の指導支援 (直接の道德教育)	
	e)教師の在り方生き方を通しての影響 (道德教育的影響)	

教師の道德性

2. 高等学校における道德教育の在り方

4) 道德教育は教科等それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない

①それぞれの特質に応じた適切な指導

B. 非中核的な指導場面での道德教育

「数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる」(「数学の目標」、要領53、解説21)。

※道德性: 道德的判断力、心情、実践意欲と態度

◇教科等における目標の達成⇒道德性の育成



教科教育等における道德教育 = 教科教育等の充実・徹底

図2 非中核的指導場面での道徳教育の形態

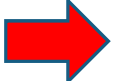
計画的活動	a)教科等の教育 (間接の道徳教育)	b)マイクロ・インサージョン (直接の道徳教育)
	c)教室の雰囲気 (道徳教育的影響)	
非計画的活動	d)臨機応変の指導支援 (直接の道徳教育)	
	e)教師の在り方生き方を通しての影響 (道徳教育的影響)	

教師の道徳性


3. 道徳教育推進のための手がかかり

－ 先進校にみる共通点 －

1) 学校全体の取り組み

- ・教師の共通認識の形成  全体計画の作成
- ・道徳教育推進の体制・組織の確立
- ・従来 of 活動の活用
- ・現状把握から出発

2) 各教科等の指導場面

- ・生徒の興味・関心に即応
- ・従来 of 活動の活用
- ・凡事徹底
- ・教師集団の一体化  教師の意識



教師自身の人間としての在り方生き方の充実度

4. 実践事例 -豊かな心を育む教育活動の具体例-

1) 一般方式

①山梨県立日川高等学校

(日川高等学校「人間としての在り方生き方の自覚を深める道德教育に関する研究」(『中等教育資料 平成23年2月号』))

②岐阜県立恵那南高等学校

(恵那南高等学校「家庭や地域との連携を密にして、生徒一人一人の基本的生活習慣や生活態度を確立し思いやりの精神を育てる道德教育」(『中等教育資料 平成24年2月号』))

2) 特設方式

①茨城県立高等学校

・平成19年度より「道德」設定(総合学習の時間を利用、1年次に35時間)

(<http://www.ibk.ed.jp/highschool/yutakanakokoro/doutoku/doutoku.htm>)

4. 実践事例 -豊かな心を育む教育活動の具体例-

2) 特設方式

② 秋田県立雄勝高等学校

- ・平成19年度より「在り方生き方を考える時間」(総合学習の時間を利用)

(雄勝高等学校「高い規範意識と他を思いやる豊かな心を持つ生徒の育成」
『中等教育資料 平成22年3月号』)

③ 埼玉県立高等学校

- ・平成21年度よりLHRで独自教材「彩の国の道徳」を使用

(埼玉県教育委員会「発達の段階を踏まえた小・中・高の一貫した道徳教育の推進」
『中等教育資料 平成23年2月号』)

④ 千葉県立大多喜高等学校

- ・平成25年度より年間35時間の道徳授業(LHRと総合的な学習の時間等を利用)

(大多喜高等学校「東日本大震災を教材とした授業実践」
『中等教育資料 平成26年2号』)